

青 警 本 広 第 1 1 5 号
青 警 本 生 企 第 5 2 2 号
青 警 本 刑 企 第 3 2 0 号
青 警 本 交 企 第 8 4 0 号
青 警 本 備 一 第 1 5 8 号
平成 2 4 年 8 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察活動に関する積極的な広報の推進について

警察に関する報道の在り方は、県民の警察に対する印象を大きく左右するものであることから、各種警察活動について積極的な広報を行うことにより、県民に安心を与え、注意を喚起し、県民に対する説明責任を果たすとともに、警察活動に関する県民の理解と協力が得られるよう努めることが、必要不可欠である。

各所属にあつては、下記に基づき、警察活動に関する積極的な広報を着実に推進されたい。

記

1 報道機関の要望に応じた広報素材の提供等

- (1) 報道機関が警察にどのような広報素材を求めているのかを把握するため、各所属の広報連絡担当者は、日常の広報業務等の機会を利用して、記者や報道機関支局幹部等から広報素材に関する要望を積極的に聴取すること。
- (2) 各所属が把握した報道機関の要望については、警務部広報課長（以下「広報課長」という。）に報告し、広報課長は関係部門と緊密に連携して情報の共有を図り、その上で、報道機関の要望に応じた広報素材を提供することが警察活動に関する県民の理解の促進に資するか否かを組織的に検討すること。
- (3) 報道機関の要望に応じた広報素材を提供することが県民の警察に対する理解の促進に資すると認められる場合には、報道機関の要望に応じた広報素材を積極的に提供すること。また、警察官や警察職員に対するインタビュー取材についても、警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められる場合には、積極的に対応すること。

- (4) テレビ局については、一般的に動画素材に対する要望が強いことから、広報課長と関係部門が連携し、動画素材の積極的な収集と提供に努めること。
- (5) 報道機関から、報道関係者の同行を求める特集番組・記事（いわゆる密着番組等）の申込みがあった場合において、当該番組・記事の企画内容が警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められるときには、捜査その他の警察活動への支障を勘案し、対応の可否を判断すること。また、当該申込みに対応する場合は、当該番組・記事が県民に無用な誤解や疑念を生じさせることのないよう、広報課長は、関係部門と連携して、当該番組・記事の責任者と事前事後の調整を図ること。
- (6) (1)から(5)の広報素材の提供等を行う場合には、被撮影者を含む関係者のプライバシーの侵害及び現在あるいは将来の捜査その他の警察活動への支障を排除するとともに、警察官、警察職員又はその家族らに危害が及ぶことを防止するよう、十分に配慮すること。

2 報道機関への積極的な働き掛け

広報課長は、関係部門と連携して、地道に職務に当たる警察官や警察職員の姿、苦勞しながらも地域の犯罪抑止に貢献している姿、あるいは災害警備活動を始めとする第一線での活動が適時適切に報道されるよう、広報素材を積極的に発掘し、これを提供するなど報道機関に対して積極的に働き掛けること。

3 様々な媒体の活用

各所属においては、報道機関との連携のほか、青森県警察ホームページ、ミニ広報紙、自治体広報紙、ポスター、リーフレット等の媒体を活用して積極的に情報発信すること。また、各種イベントの機会を捉えて積極的な広報を行うこと。

担 当 広報課広報係